

# 私立高等学校等就学支援金制度と高校生等奨学給付金、 県の減免制度について

## 私立高等学校等就学支援金制度(国の制度)

私立高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担軽減を図るものです。

- ◆受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円(「市町村民税の課税標準額×6%」-市町村民税調整控除額)が304,200円以上)未滿の世帯の生徒については、就学支援金が支給されます。
- ◆私立高校等に通う生徒については、公立と比較して授業料負担が大きいいため、所得に応じて月額33,000円(全日制)を上限として支給されます。

## 私立高等学校授業料減免制度(県の独自制度)

就学支援金に上乗せして、年収800万円未滿の世帯を対象に授業料の補助を行います。世帯収入の区分に応じた授業料減免額の目安は以下のとおりとなります。

世帯収入の区分 (※あくまで目安)	私立高等学校等就学支援金 【国の制度】		② 授業料減免助成支給額 【静岡県の制度】	①+② 助成合計額 【国+県】
	『(市町村民税の課税標準額×6%) -市町村民税調整控除の額』 で算定した額 ※1	① 支給額(全日制)		
年収910万円以上	304,200円以上	0円	0円	0円
年収800万円以上~910万円未滿程度	251,100円~304,200円未滿	9,900円	0円	9,900円
年収700万円以上~800万円未滿程度	203,100円~251,100円未滿	9,900円	6,600円	16,500円
年収590万円以上~700万円未滿程度	154,500円~203,100円未滿	9,900円	23,100円	33,000円
年収350万円以上~590万円未滿程度	48,300円~154,500円未滿	33,000円	0円	33,000円
年収270万円以上~350万円未滿程度	100円~48,300円未滿	33,000円	4,800円	37,800円
年収270万円未滿程度	0~100円未滿	33,000円	9,750円	42,750円

※1 政令指定都市における判定基準額は、「(市町村民税の課税標準額×6%)-(市町村民税の調整控除額×3/4)」

※2 授業料(月額)の額が支給総額の額に達しない場合は、授業料(月額)の額を限度となります。

## 私立高校生等奨学給付金

全ての意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう授業料以外の教育費(学用品等)負担を軽減するため、一定の所得以下の世帯の生徒に対して給付金を支給されます。

### ◆生活保護受給世帯

私立の高等学校等に在学する者(全日制等・通信制) **52,600円**(年額)

### ◆非課税世帯で、扶養されている高校生等がいる世帯

私立の高等学校等に在学する者 **134,600円**(年額)  
(通信制に在学する者は、52,100円(年額))

### ◆非課税世帯で、2人目以降の通信制外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15才(中学生を除く。)以上23才未滿の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等がいる世帯

私立の高等学校等に在学する者 **152,000円**(年額)  
(通信制に在学する者は、52,100円(年額))

## 私立小・中学校の家計急変世帯への支援について

### 家計急変世帯への授業料減免制度

私立小・中学校入学後に発生した自己の責めによらない会社の倒産、失業等又は収入の減少等の家計急変により、授業料の納付が困難となった保護者等に対し授業料の負担の軽減を図ります。